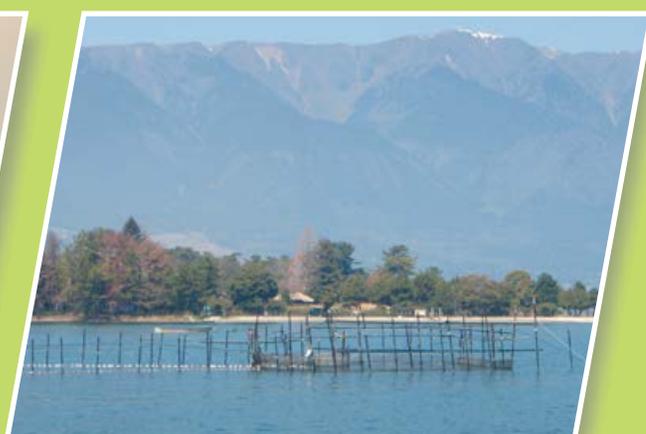


安全で快適な 水上レジャーのために

～琵琶湖漁業のいろいろ～



お願い

琵琶湖では、さまざまな形態で漁業が営まれており、湖にはいろいろな漁具が設置されています。

琵琶湖で行われている漁業や規制を知り、ルールを守って正しいマナーで水上レジャーを楽しみましょう。

魚類の産卵・繁殖場や漁具の周辺、操業中の漁船の近くでは水上レジャーは慎んで、水産資源と漁場の保護に協力しましょう。

えり(小型定置網)漁業

古来より営まれているえりは、琵琶湖沿岸部の随所(約100箇所)に周年設置されており、アユやフナ等が漁獲されています。

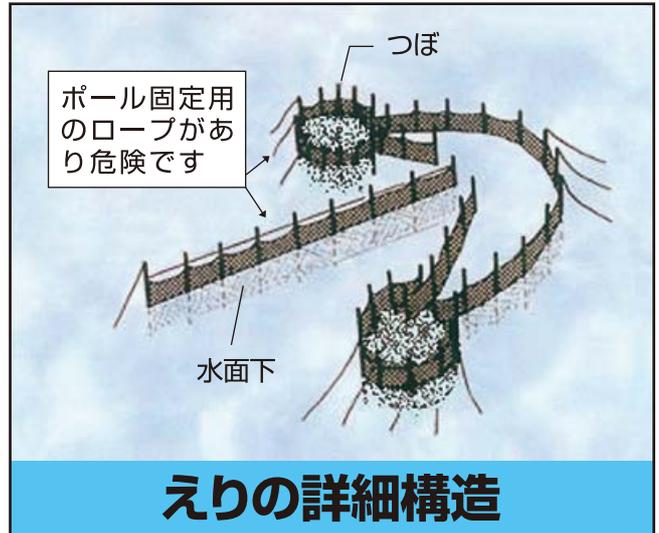
また、近年では外来魚捕獲用の小型のえりが琵琶湖周辺や内湖に約60箇所設置されています。

注意!

- えりの周辺には、ポールを固定するためワイヤーやロープが張り巡らされているため、大変危険です。
- えりから300m以内は航行を控えてください。
- 昼だけでなく、夜は特に危険です。
- 網が破れたり操業に支障がでますので、えりの近くでは釣りをしないでください。
- 琵琶湖北湖ではポールに替わってブイで網を浮かせていることもありますので、ご注意ください。



周年 (終日)



琵琶湖のえりの操業水域



沖びき網漁業

1~4月・7~12月
(主に早朝から午前中)

漁船を使用して水中に網を入れて、これを引き寄せモロコ、ヨシノボリ、エビ、イサザ、ワカサギ、アユ等を捕る漁法です。

注意!

漁船の片舷にはイカリとブイが、反対の舷側には網を付けた数百メートルのロープが入っています。漁船はロープ(網)を入れると急発進するので大変危険です。沖びき網漁船を見かけたら漁船からすぐに離れましょう。



追さで網漁業

3~6月
(日中)

岸付近で、群れているアユをカラスの羽根を付けた棒で網に追い込み捕る漁法です。

注意!

波が立つとアユの群れが発見できません。また、群れが散ってしまうので、漁ができません。

追さで網漁をしている人を見かけたら波を立てないように減速し、遠くを航行しましょう。



刺網(小糸網)漁業

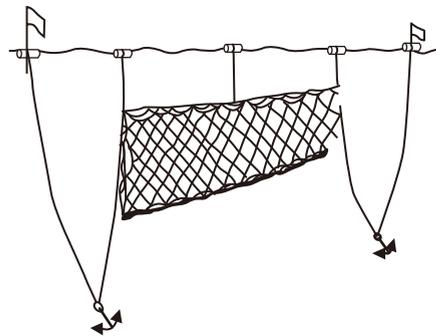
周年
(魚種により、終日または夜間)

水中にカーテンのように網を張り、ビワマス、フナ、アユ、モロコ等を捕る漁法です。

注意!

湖面上からはわかりませんが、湖面にならんだ発泡スチロール等のブイの間には網がありますので、航行には注意しましょう。

また、両端のロープが斜めに入っていることがありますので十分に注意してください。



貝びき網漁業

1~4月・8~12月
(主に午前中)

マンガンと呼ばれる漁具を湖底に沈め、漁船でひいてシジミ等を捕る漁法です。

注意!

貝びき網漁船は沿岸付近で、大きな円を描くように低速で航行しながら操業しています。貝びき網漁船を見かけたら漁船から離れ、減速して航行しましょう。



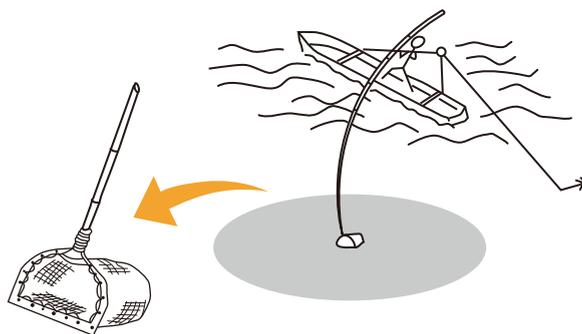
貝かき網漁業

かき網を湖底に立て、船の舷を支点に湖底のシジミをかき上げて捕る漁法です。南湖や瀬田川の水深の浅い水域で操業されています。

注意!

操業中の漁船付近では波を立てないように減速して航行しましょう。

周年
(日中)



あゆ沖すくい網漁業

湖の表層で大きな群れになっているアユを船首に付けた網ですくい捕る漁法です。

注意!

波を立てるとアユの群れが散ってしまうので、この漁船を見かけたら近くを航行しないようにしましょう。また、アユの群れを発見すると漁船が急に発進したり、捕る際には急停止するので、注意しましょう。

6~7月
(主に早朝から夕刻)



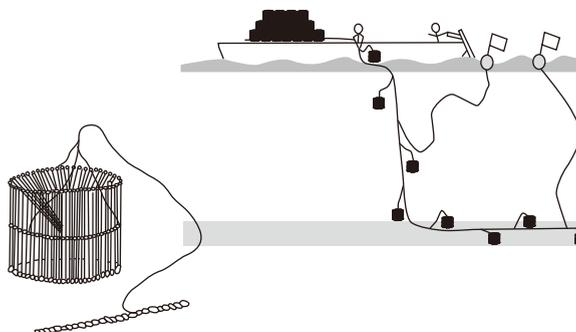
えびたつべ漁業

ミチナワにエサを仕掛けたエビタツベと呼ばれるカゴを枝状に結びつけ、湖底に沈めてエビを捕る漁法です。

注意!

カゴは湖面上からはわかりませんが、湖面にならんだ発泡スチロール等のブイの近くは航行には注意しましょう。

4~11月
(終日)



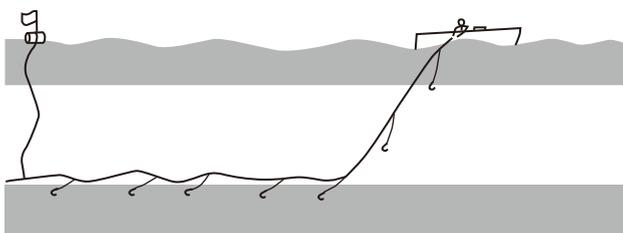
はえなわ漁業

ミチナワにエサを付けた針を枝状に結びつけ、湖底付近のナマズやウナギを捕る漁法です。

注意!

湖面にならんだ発泡スチロール等のブイの近くは航行には注意しましょう。

3~10月
(終日)



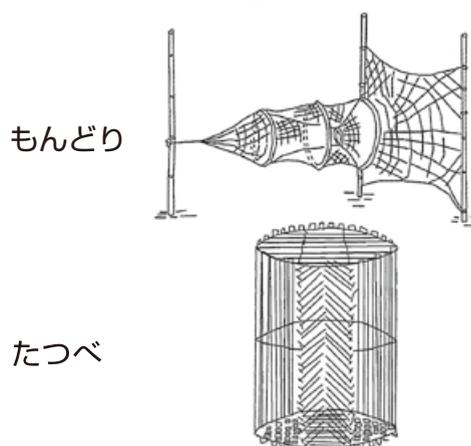
かご漁業

ヨシ帯付近に設置し、コイやフナを捕る漁法です。

注意!

漁具の付近では波を立てないように減速し、遠くを航行しましょう。

2~7月
(終日)



やな漁業

河川において扇形に簀を設置し、川をのぼってきた魚(主にアユ)を川岸にあるカットリグチまたはアンドンと呼ばれる部分に誘導して捕る漁法です。操業期間は3月中旬から8月上旬頃です。

注意!

やなの工作物の上流50mから下流の区域(おおね琵琶湖まで)では漁具の設置されている期間は、魚釣りなどの水産動物の採捕、魚道の遮断、魚群の散逸行為をしてはいけません。

3~8月
(終日)



○天野川、姉川、高時川、田川、塩津大川、知内川、石田川、安曇川等に漁業免許または漁業許可に基づくやな漁場が設定されています。

引縄釣漁業

船を走らせながらルアーを付けた釣糸を流して、ビワマス等を釣る漁法です。

注意!

引縄釣漁船は主に琵琶湖の北部で、低速で航行しながら操業しています。漁船の後方にはルアーが付いた釣糸が数十~百メートル程度入っています。引縄釣漁船を見かけたら漁船から離れ、減速して航行しましょう。

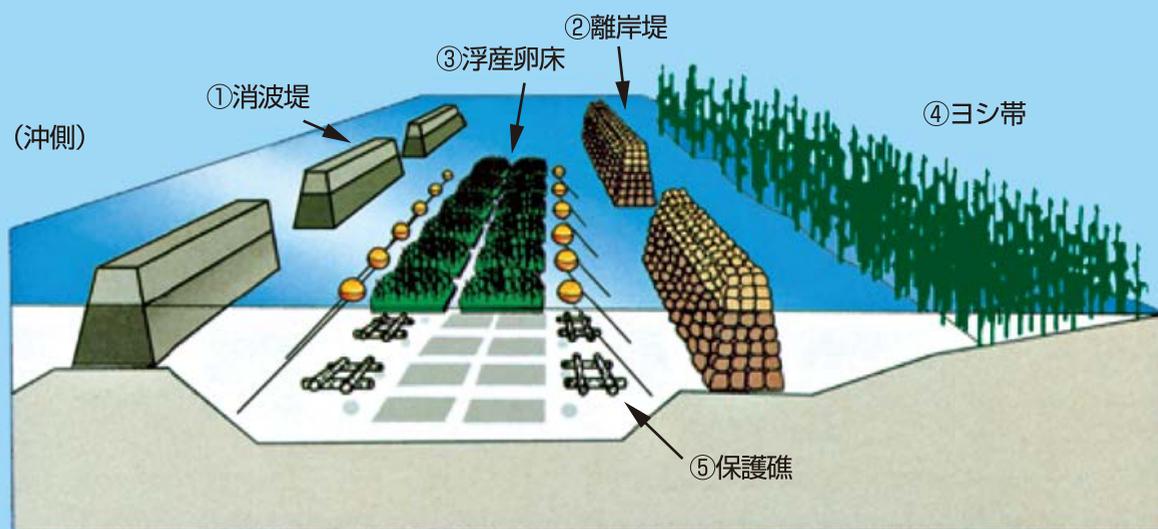
1~9月・12月
(日中)



増殖場とは…

ニゴロブナやホンモロコ等は、琵琶湖のヨシ等の水生植物で産卵し、しばらくの間はその周辺で育ちます。

これら魚類の繁殖を保護して豊かな水産資源を確保するため、消波堤（①）や離岸堤（②）を建造して人工的に静穏な水域を造成し、その水域にヨシを植えた浮産卵床（③）を浮かべ、岸边には大規模にヨシ帯（④）を造成しています。また、湖底には生まれた稚魚を保護するために保護礁（⑤）を設置しています。



注) 消波堤や離岸堤がない増殖場もあります。

お願い!

増殖場はレクリエーション施設ではありません。

- 増殖場内を水上オートバイやモーターボート等が走行すると産卵親魚が逃げてしまいます。また、引き波でヨシ等が折れてしまいます。増殖場内での航行はご遠慮下さい。増殖場内には、施設を固定するためのアンカー、ロープ、ブイ等があり大変危険です。水位が上昇すると、消波施設は水面下に隠れてしまうことがあります。十分に注意してください。
- 増殖場内での釣りはご遠慮下さい。

採捕禁止区域

尾上・月出（長浜市）、北山田（草津市）、喜合（野洲市）、衣川・小野・比叡辻（大津市）、赤野井（守山市）、饗庭（高島市）にある増殖場に設置されている浮産卵床から20m以内の区域は、滋賀県漁業調整規則第39条に規定する採捕禁止区域です。これらの区域では4月1日から7月31日の間、フナ、モロコを採捕してはいけません。

採捕規制に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

滋賀県農政水産部水産課 琵琶湖海区漁業調整委員会事務局

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL 077(528)3872 FAX 077(528)4885
E-mail gf00@pref.shiga.lg.jp
ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/suisan/>

